

静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1307

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の205</u>（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の245</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の97.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の117.5</u>）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u>（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の255</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。